

したことをうかがわせる。出土した地点も含めて、古代の民間の祭祀や呪術の形態を知る上で重要な木簡である。

近世木簡の中には、今回で二例目の「白糸」に関するものがある。

前回は「慶長九年」であったが、今回、長崎県興善町遺跡で出土した木簡には「寛永五年」と記されていた。その他、近世木簡の中で比較的珍しいのは、岡山県吉野口遺跡出土のものである。ここには忌日らしきものが書かれていることから、故人の追善か法要に用いられたものようである。「慶長十四年」銘の鬼瓦も出土しており、近世初頭における追善、法要の実態を探る上で興味深いものである。

以上、ここに紹介したものは、もとより一部にすぎない。また、紹介する上で理解不足から誤解しているものも少なからずあると思うが、ご容赦願いたい。なお、九一年とそれ以前に木簡が出土した遺跡のうち、種々の事情から今回収載できなかったものとして、京都府高内親谷窯跡・兵庫県赤穂城本丸跡・石川県横江荘家跡・宮城県山王遺跡・山形県月記遺跡・広島県尾道遺跡・佐賀県姉川城跡・同県城原三本谷南遺跡などがある。まだ他にも掌握できていない遺跡もあるかと思われる。本誌ではできるだけ補足していきたいと考えているので、関係機関ならびに読者諸氏に情報収集のご協力をお願いする次第である。

(土橋 誠)

凡 例

一、以下の原稿は各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して、執筆していただいたものであるが、体裁および釈文の記載形式等については編集担当の責任において調整した。

一、遺跡の配列はほぼ奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、釈文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、「實」「證」「龍」「廣」「盡」「應」等については正字体を使用し、異体字は「井」「井」「季」「𦵏」等についてのみ使用した。

一、釈文下段のアラビア数字は木簡の長さ(文字の方向)・幅・厚さを示す(単位はミリメートル)。欠損している場合の法量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。またそれぞれの発掘機関での木簡の通し番号は最下段に示した。

一、釈文に加えた符号は次の通りである(六頁第1図参照)。

「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていることを示す(端とは木目方向の上下両端をいう)。

< 木簡の上端・下端に切り込みのあることを示す。

×× 抹消された文字であるが、字画のあきらかな場合に限り原字の左傍に付した。

○ 穿孔のあることを示す。

■ 抹消により判読困難なもの。